



五

方募

入 決 定 の  
法 格 競 争  
入 札 発 行 争

八 口

入 札 発 行 争  
札 格 競 争  
入 札 発 行 争

二

行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非  
入 価 ・ 別 債 入 価 ・ 別 債 発 競  
札 格 第 参 市 札 格 第 参 市 行 争  
発 競 加 場 発 競 加 場 入

競争入札発行「と  
いう。」  
市場特別参加者  
以下「価格競争  
参加者」という。  
て、財務大臣が  
各債市場特別  
参加者による  
発行「以下「  
価格競争入札  
発行」という。  
び価格競争入札  
の募入の決定を  
した後に「行わ  
れる入札であ  
つ

も申込みのうち  
応募価格の高い  
当てる。その  
応募額を順次  
割り当てる。  
各債市場特別  
参加者ごとの  
各債市場特別  
参加者ごとの  
応募額を割り  
当てる。

各国債市場特別  
参加者ごとの  
応募額を割り  
当てる。  
各国債市場特別  
参加者ごとの  
応募額を割り  
当てる。





十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・  
払 過 札 格 第  
込 利 発 競  
み 子 率 行 争 非

(一) 年

一・五パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 71}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
に、おいて取得する者が非居住  
者又は外国人である場合、に  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

十 四  
初 期 利 子

平成十八年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
の銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十六号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十三年三月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成十八年五月三十日
十六	償還期限						
十七	償還金額						
十八	元利支						
十九	払場所参加						
二十	入札参加						
二十一	払込期日						